

石川県公報

令和4年3月1日

第13486号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	公 告
○退職した石川県監査委員の住所及び氏名(財政課) 1	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告
○石川県監査委員の選任(同) 1	(農業基盤課) 2
○保安林の指定施業要件の変更予定(森林管理課) 1	○土地改良事業計画の変更認可申請を適当とする決定及び縦覧公告(同) 2
○令和3管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいか)の一部変更(水産課) 2	○道路の位置の指定公告(建築住宅課) 3

告 示

石川県告示第63号

令和4年2月18日付けで退職した石川県監査委員の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和4年3月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

野々市市太平寺一丁目66番地 徳野 光春
金沢市泉1丁目6番14号 盛本 芳久

石川県告示第64号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、令和4年2月19日石川県監査委員を次のとおり選任した。

令和4年3月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県議会議員のうちから選任した者

能美市岩内町ヌ8番地1 善田 善彦
金沢市小立野3丁目28番25号 川 裕一郎

石川県告示第65号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和4年3月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
白山市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第66号

令和3管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びすめいか)(令和3年石川県告示第65号)の一部を令和4年2月17日に変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年3月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更後		変更前													
第1 くろまぐろ(小型魚)		第1 くろまぐろ(小型魚)													
1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量		1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量													
125.1トン		128.1トン													
2 知事管理区分に配分する数量		2 知事管理区分に配分する数量													
<table border="1"><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>配分数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>石川県定置網漁業</td><td>117.8トン</td></tr><tr><td>石川県漁船漁業</td><td>5.8トン</td></tr></tbody></table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	117.8トン	石川県漁船漁業	5.8トン		<table border="1"><thead><tr><th>知事管理区分</th><th>配分数量</th></tr></thead><tbody><tr><td>石川県定置網漁業</td><td>120.8トン</td></tr><tr><td>石川県漁船漁業</td><td>5.8トン</td></tr></tbody></table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	120.8トン	石川県漁船漁業	5.8トン	
知事管理区分	配分数量														
石川県定置網漁業	117.8トン														
石川県漁船漁業	5.8トン														
知事管理区分	配分数量														
石川県定置網漁業	120.8トン														
石川県漁船漁業	5.8トン														

公 告

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和4年3月2日から同月31日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年3月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
那谷地区	県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	県営土地改良事業 変更計画書の写し	小松市産業未来部 農林水産課

土地改良事業計画の変更認可申請を適当とする決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を令和4年3月2日から同月31日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議を申し出ることができる。

令和4年3月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
邑知潟土地改良区	非補助土地改良事業 (維持管理)	変更に係る土地改良 事業計画書の写し	羽咋市産業建設部 農林水産課 中能登町農林課 宝達志水町農林水産課

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和4年3月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
能美郡川北町字橋新24番3、25番 3、257番の一部	幅員 7.00m 延長 20.66m	能美郡川北町字橋新ホ43番地1 入口 美弦	令和4年2月15日

